3　名簿記載者公告番号　ＱＩ－118（メライ・ゾグバイ（MERAI ZOGHBAI））

⑴　変更前

氏名　メライ・ゾグバイ（MERAI ZOGHBAI）

別名　⒜モハメド・レバチール（Mohamed Lebachir）（1968年１月14日モロッコにて出生）⒝メリ・アブデルファッターフ・ズグバイ（Meri Albdelfattah Zgbye）（1960年６月４日リビアのBendasiにて出生）　⒞ゾグバイ・メライ・アブドゥル・ファッターフ（Zoghbai Merai Abdul Fattah）　⒟ラツラグ・ファラジュ（Lazrag Faraj）（1960年11月13日リビアにて出生）⒠ラーツグ・ベン・イラ（Larzg Ben Ila）（1960年８月11日リビアにて出生）　⒡ムハンメド・ヒル・ベシール（Muhammed El Besir）　⒢フラジ・ディ・シンガポーレ（F'raji di Singapore）⒣リビア人フラジ（F'raji il Libico）　⒤ファラグ（Farag）　⒥フレジ（Fredj）（1960年11月13日リビアにて出生）

出生地　Benghazi, Libyan Arab Jamahiriya

国籍　不明

名簿に記載された年月日　2006年８月２日（2009年６月３日、９月１日及び2011年12月13日に改訂）

その他参考となるべき事項　イタリア当局による裁判から逃亡中と考えられている。2008年11月20日に本人不在のまま懲役６年の判決を受けた。リビア・イスラム闘争グループ（ＱＥ－９）のメンバー。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2009年７月20日に終了した。

⑵　変更後

氏名　メライ・アブデファッターフ・ハリール・ゾグビ（MERAI ABDEFATTAH KHALIL ZOGHBI）

別名　⒜モハメド・レバチール（Mohamed Lebachir）（1968年１月14日モロッコにて出生）⒝メリ・アブデルファッターフ・ズグバイ（Meri Albdelfattah Zgbye）（1960年６月４日リビアのBendasiにて出生）　⒞ゾグバイ・メライ・アブドゥル・ファッターフ（Zoghbai Merai Abdul Fattah）　⒟ラツラグ・ファラジュ（Lazrag Faraj）（1960年11月13日リビアにて出生）⒠ラーツグ・ベン・イラ（Larzg Ben Ila）（1960年８月11日リビアにて出生）　⒡ムハンメド・ヒル・ベシール（Muhammed El Besir）　⒢メライ・ゾグバイ（Merai Zoghbai）　⒣フラジ・ディ・シンガポーレ（F'raji di Singapore）　⒤フラジ・イル・リビコ（F'raji il Libico）　⒥ファラグ（Farag）　⒦フレジ（Fredj）（1960年11月13日リビアにて出生）

出生地　Bengasi, Libya

国籍　リビア

名簿に記載された年月日　2006年８月２日（2009年６月３日、９月１日、2011年12月13日及び2017年３月21日に改訂）

その他参考となるべき事項　イタリア当局による裁判から逃亡中と考えられている。2008年11月20日に本人不在のまま懲役６年の判決を受けた。リビア・イスラム闘争グループ（ＱＥ－９）のメンバー。Wanisa Abdessalamの息子。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2009年７月20日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/1440426。

4　名簿記載者公告番号　ＱＥ－73（東インドネシアのムジャヒディン（MUJAHIDIN INDONESIAN TIMUR（MIT））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2015年９月29日

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（ＱＥ－48）として掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）、ジュマ・イスラミーヤ(JI)（ＱＥ－27）及びジュマー・アンショール・タウヒード（JAT）（ＱＥ－57）と関係のあるテロリスト団体。インドネシアのジャワ島やスラウェシ島のほか、同国東部地方でも活発に活動。指導者はAbu Wardah、別名Santoso（非指定）。

⑵　変更後

名簿に記載された年月日　2015年９月29日（2017年３月30日に改訂）

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（ＱＥ－48）として掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）、ジュマ・イスラミーヤ(JI)（ＱＥ－27）及びジュマー・アンショール・タウヒード（JAT）（ＱＥ－57）と関係のあるテロリスト団体。インドネシアのジャワ島やスラウェシ島のほか、同国東部地方でも活発に活動。以前の指導者はAbu Wardah、別名Santoso（死亡）。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5919482。

○国家公安委員会告示第二十一号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月十四日　　国家公安委員会委員長　松本　純

氏名　ファハド・ムハンマド・アブド・アル・アジーズ・アル・ハシバン（FAHD MUHAMMAD 'ABD AL－'AZIZ AL－KHASHIBAN）

名簿に記載された年月日　2007年10月９日（2008年２月20日及び2011年12月13日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ－124

○外務省告示第百四十七号

平成二十八年二月五日に東京で署名された投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定について、我が国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を平成二十八年六月十四日に通告し、また、イラン・イスラム共和国は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を平成二十九年三月二十七日に通告し、我が国はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十一条２の規定に従い、平成二十九年四月二十六日に効力を生ずる。

平成二十九年四月十四日　　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十八号

国際連合安全保障理事会決議第千五百十八号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十八年十二月十六日、同年十二月二十八日、平成二十九年一月二十六日、同年二月二十一日及び同年三月八日に行った決定に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年七月外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月十四日　　外務大臣　岸田　文雄

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。